

開会

○司会（中田係長） 本日は、皆様御多忙の中、また、悪天候の中御参加いただき、ありがとうございます。

ただいまから食品に関するリスクコミュニケーションを開催したいと思います。

私は、厚生労働省食品安全部企画情報課の中田と申します。よろしく願いいたします。

食品の安全基本法ができました平成 15 年以降、食品に関するリスクコミュニケーションという名称の意見交換会を食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省により全国各地でこれまで 200 回以上開催しております。今回は厚生労働省の主催で、輸入食品の安全確保をテーマとしまして、施策に関する説明、横浜検疫所、輸入食品・検疫検査センターの施設見学及び意見交換を通じて、食品の安全について理解を深め、関係者間の認識を共有することを目的として開催するものです。

それでは、まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

続きまして、簡単に本日の議事進行を説明させていただきます。

議事次第をごらんいただきたいのですが、まず、輸入食品の安全確保について、厚生労働省食品安全部企画情報課、吉川より 30 分程度御説明いたします。

その後、1 時 45 分より横浜検疫所、輸入食品・検疫検査センターを御見学いただきます。センターまでは係の者が御案内いたします。係の者の後に従って御移動ください。

センターに到着しましたら、各自見学順路に従って自由に施設内を御見学ください。なお、既に御案内しておりますとおり、本日は横浜検疫所の施設公開を行っておりまして、その中で御見学いただくことになります。センター内では理化学検査室、微生物検査室、GMO 検査室のほか、HACCP 研修室をごらんいただくことができます。なお、一部の施設につきましては、室内の清浄化保持のため立ち入ることができなくなっているところがありますので御了承ください。また、検疫資料館も公開されておりまして、こちらでは古い検疫の資料を展示しておりますので、ごらんいただければと思います。

3 時よりこの会場におきまして意見交換を行いますので、それまでにはこちらにお戻りいただきますよう、お願いいたします。

会議の終了は 4 時ごろを予定しております。よろしく願いいたします。

また、本日の意見交換とは直接関係ありませんけれども、この横浜検疫所は、かつては長浜検疫所と言っておりまして、明治 32 年に野口英世博士がこちらで 5 か月ほど勤務されておりまして、ゆかりの細菌検査室がこの長浜ホールの隣にございますので御紹介いたします。

では、吉川より、輸入職員の安全確保について説明をさせていただきます。

輸入食品の安全確保について

○吉川専門官 皆様こんにちは。厚生労働省食品安全部企画情報課の吉川と申します。本日はあいにくのお天気となってしまいましたが、御参加をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、私の方から輸入食品の安全確保について御説明をさせていただきます。

(P P)

まず、このグラフでございますけれども、主要先進国の食料受給率ということでございまして、一番右端の赤いものが日本と書いてございますが、我が国の食料受給率は今や40%を切るという状況になってございます。

(P P)

したがって、少ない受給率でございますので、当然輸入食品に頼っているということになります。輸入食品の届出重量といったものをこのグラフの中で表しております。平成18年におきましては、青い方が輸入の重量になりますけれども3,410万トン、赤い方が届出の件数ということで186万件。かなり重量、そして、急勾配で件数が伸びているという状況でございます。特に、重量と件数の開きが大きくなっているということで、1件当たりの重量は小さいもしくは小口の貨物が増えてきているといったようなことも、このグラフの中から読み取れるのではないかと思います。

(P P)

それでは、我が国の輸入の状況はどうか。下の方に農産食品、農産加工食品ということでございまして、ほとんどそういったものが輸入されているという状況でございます。

(P P)

どういった国から輸入されているのかということを示した図ですが、ごらんいただければ一目瞭然だと思いますが、アメリカ、中国といった国がかなり多いということが読み取れると思います。

(P P)

次のグラフもアメリカ、中国がかなり多いことを示しているという状況でございます。

(P P)

続きまして、食品等輸入届出窓口配置図とございまして、後ほど説明いたしますけれども、食品を輸入する際には、輸入者の方に届出をしていただかなければならないんですが、その窓口を示しているのがこの地図でして、今現在31か所ございます。赤い「○」がそうです。全国の主要な港、空港でございます。それから「◎」がございまして、こちらは分析等の検査を行っている場所で6か所ございます。本日御見学いただく横浜の輸入食品・検査センターというのは、特に主要な検査を行う検査機関でございまして、西は神戸なんですけれども、東日本を中心に横浜検査所の検査センターで行われております。

(P P)

先ほど申し上げましたように、かなりの件数の届出があるんですが、現在どのくらいの職員が監視に当たっているのかということでございますけれども、グラフにもあるとおり年々我々も増員要求して少しずつ増員をしているんですが、平成 19 年度では 334 名の食品衛生監視員が輸入職員の監視に当たっております。

(P P)

輸入職員の安全確保の基本的な考え方ということで、3 段階の対応が必要だということでございます、輸出国、そして、入際の水際、あとは国内に流通した際の対策というものでございます。

(P P)

それを図に表したものがこちらでございます、まず、輸出国政府にきちんと衛生対策をとっていただく必要がある。そして、港・空港にも入ってきまして、検疫所で審査をして、検査が必要、特に検査は必要ないということで合格すれば、国内に流通する。

国内流通したらそのままかという、都道府県が国産の食品も含めて収去検査を行っております、そういったような過程を通じて消費者に入ることになってございます。

輸入食品の監視ですが、これも後ほど説明いたしますが、輸入食品監視指導計画というものをつくりまして、これに基づいて監視を行っております。この図に関して細かいところは後ほど説明していきます。

(P P)

まず、食品等の輸入の届出ということでございまして、食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出をしていただく必要がございます、これは法律の規定事項になっております。ですので、こういったような手続をとらないで勝手に輸入をしてしまったということになれば法律違反ということになります。

届出については、先ほど申し上げたとおり、検疫所の届出窓口で行うことになっていまして、届出の事項も決まっております。ここに一例を載せておりますが、こういったような事項を記載していただいで届出していただくということになります。その届出に基づいて食品衛生監視員が審査するということになります。

(P P)

この写真は、何かパソコンでやっているように写っていますが、最近は電子化の時代でございます、輸入食品の届出も電子化で行っております。これは FAINS というシステムで行っていますが、パソコン上の画面で輸入の届出を開くことができ、審査を行うことができる。そういったことを行っているのがこの写真でございます。今日は残念ながら、こういった監視の現場は検査の方なのでごらんいただくことはできませんが、事務所的にこのような感じですよということでお示しさせていただきました。

(P P)

輸入時の検査制度、先ほどの図の検査というところに 3 つの検査が書かれていたと思う

んですが、検査にはいろいろな種類がありまして、1つが検査命令、それからモニタリング検査、その他の検査というのがあるんですが、それぞれ位置付けが違いまして、検査命令の場合というのは、法の不的確の可能性が高い、違反の蓋然性が高いという食品につきまして、厚生労働大臣から検査の命令がなされまして、それによって輸入者さんが費用を負担して検査をします。そのデータがなければ、貨物は留め置きということで通過は認められません。ですから、きちんと検査結果がOKだということがわかった上で通過が認められるというような検査になっております。

モニタリング検査は、検疫所でサンプリングして検査しているものなんですけれども、年間どれくらいかという話ですが、平成17年度は7万7,000件ということで、こちらも先ほどの監視指導計画に基づいて、何を何検体やるかということが決まっております。こちらは、違反の蓋然性は少ないということなので、試験結果が出てからということではなくて、結果が出る前に通関していいという形のシステムをとっております。

その他の検査ということで、これまでの違反の状況とか、初めて我が国に輸入されるかそういった状況を勘案して、輸入者に自主検査を指導しているものもございます。

(P P)

これらの3つの検査の違反の蓋然性とか検査率を並べたものでして、当然上に行くほど重くなってくるというような図になっています。検査はどのくらい件数をやっているのかということで、平成18年度には185万件の届出のうち20万件、約1割の検査を行っております。

(P P)

こちらは保税上屋でのサンプリングということで、検査をするためのサンプリングを行う必要がございますので、こういった倉庫に行って、その中から必要な検体を採取するというのを研究所で行っております。いろいろな箱があるんですけれども、箱も何箱開けてどのくらいの数をとるのかということのも決まっています、それに基づいて採取を行っています。これは野菜のようなものをとっているということですね。

こちらは見づらいいんですけれども、穀物のようなものでマタイという袋に入ってきているものを、さしでサンプリング、これも何袋からサンプルするということが決まっています。今日御見学の際に、入り口のところにコーヒー豆の袋がありまして、さしでサンプルできるという体験コーナーもあるようですので、面白そうだなと思ったら是非やってみていただければと思います。結構大変なんです、労力が掛かるという感じです。

(P P)

米国産牛肉、最近いろいろ話題になって新聞出たりするものですが、現状我が国の米国産牛肉は20か月以下でSRMを除くという条件になっていまして、ここでSRMがないということを検査員が確認しています。また、併せて衛生証明書がアメリカ政府からついてきますので、それに基づいて貨物が証明書と突合しているかどうかということを確認しております。

(P P)

先ほどサンプリングしたものは検査をするために、例えば、横浜の検査センターといった検査を担当するところに送られてきます。ここにたくさんの食品、一日かなり膨大な量の検体が送られてきます。それをきちんと検体の受付を行って仕分けをしているというものです。

ここに温度計と書いてあるんですけども、これは何かといいますと、検査というのは精度を確保するということが非常に重要でして、特に、微生物の関係は送られてくる間に貨物の温度が上がってしまって、それで微生物が増殖してしまったということになりますと、それはむしろきちんとやらなかったのが微生物が多かったんじゃないかという話になりますので、検査の信頼性・精度を確保するということで、こういった温度計を検体の輸送中につけて、きちんと冷蔵であれば冷蔵、冷凍であれば冷凍、その温度が保持された、適切な温度で管理された中で検体が運ばれてきたということを証明できるようなものでございます。

(P P)

今日は実際にごらんいただけますけれども理化学検査ということで、残留農薬などだと思いますが、野菜を細かく刻んで、成分を抽出して、機器で分析するといったことです。詳しくは今日ごらんいただいて、中でいろいろ御質問していただければと思います。

(P P)

違反のものということで写真を載せたんですが、見た感じでは違反だか何だかよくわからないんですが、残留農薬では野菜、あとはウナギなどの動物用医薬品の違反といったものがありますということを示したものです。

(P P)

添加物についても、我が国では使用できない添加物を使っているものとか、TBHQ などはそのなんですけども、あとは基準値がありまして、その基準値を超えて使っていたものなどを検査してデータが出てきますので、そういうものは違反になります。

(P P)

今度は微生物ですが、特に食品の衛生管理という点もございまして、冷凍食品で例が挙げられていますが、生菌数とか大腸菌群の数などが規格で決まっています、それを超えるると違反になるといったものです。

(P P)

器具についても食品等ということで、要するに食器から食品にうつったりするということもございまして、そういったものも食品の届出の対象ということになっております。

(P P)

これは平成 18 年度の食品衛生法の違反内容をお示ししたのですが、一番多いのが規格基準に違反する食品等の販売等の禁止ということで 71.6% ございます。これは主に昨年から始まったポジティブリストの影響ありまして、かなりの数を占めるといったような状況

でございます。あとは添加物の関係とか、先ほど申し上げた成分規格といったものがここに該当しております。

次に多いのが、有毒・有害物質等の食品ということで 17%ぐらい。主にアフラトキシンといった有害物質の違反。

次に多いのが指定添加物の禁止ということでして、これは我が国には認められていないものなんでしょうけども、外国では使われているものとか入ってくる場合がございますので、こういったものは違反になりますという状況です。

よく違反になっているから危ないのかと、最近の中国産食品の関係とかいろいろと報じられているようなところもあるんですが、違反というのはある程度基準値の関係がございまして、その基準値というものも例えば農薬の残留基準などですと、人が一生食べ続けても安全だというような数を ADI ということで出すわけですが、それに更に 100 倍、そして、それぞれの農産物ごとにその中で基準値が決まっていますので、かなりの安全率を見込んだ上ですので、食べたら直ちに何か健康障害が起こるかということ、そういうことではないのですが、やはり基準値との関係で違反になっているというものもございまして、あとは指定外の添加物ということで、我が国ではそんなに使用頻度もないから指定されていないんだけど、外国では結構使われているとか、そういうような制度の違いもあって違反になるというものもございまして。

(P P)

違反の内容ということで一番上に中国とありますけれども、多いんじゃないかということなんですが、届出件数を見ていただくとわかるんですが、圧倒的に件数が多いんですね。件数が多いということは、それに比例して違反も多くなってくるということでございまして、パーセンテージで見ると 0.6%ということなので、それほど多くないと。件数で見ると、母数が大きいから大きくなっているということでございます。

5 番目にガーナがありますが、何だろうという感じがあるんですけども、ガーナチョコレートなんてありますが、このカカオ豆の残留農薬が結構大きいものでして、71 件の違反ということで 5 位になってはいますが、そういったようなものがございます。

(P P)

先ほど御説明した検査命令の対象品目はどんなものがあるのかということでお示したんですが、検査命令というのは全部何もかもということではなくて、例えば、国のこういった食品で検査項目はこれですというような、かなり絞った形でやっています。ここに一例を出していますので、もっとたくさんあるんですが出し切れません。詳しいことをごらんになりたい方は、厚生労働省のホームページに掲載しておりますのでごらんいただけます。

(P P)

それから、輸入食品の監視指導計画ということについて御説明させていただきます。輸入食品監視指導計画というのは、食品衛生法の中でこういったものを策定しなさいという

ことが規定されておりまして、内容としては重点的に監視指導を実施するような項目とか、輸入を行う業者者に対する自主的な衛生管理の実施にかかわる指導に関する事項とか、そういったいろいろな内容をこの中で計画を立ててやっているということとして、これも毎年度策定して公表しています。公表前に、これもきちんと国民の皆さんの意見を聞くということが法律上決まっています、パブリックコメントを行って、その上での公表ということになっております。大体時期的には年を明けてからぐらいの時期に、パブリックコメントを毎年行っております。

(P P)

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目ということで挙げられているのが、例えば証明書の関係とか、法違反の有無をチェックするのは当然なんですけれども、あとは先ほどのモニタリング検査ということで、年々上がってきているかなりの数を検査しているということです。

モニタリング検査で違反が出た場合については、そういった品目の輸入時の検査の強化を行っていくということになります。

(P P)

輸入食品のモニタリング検査の考え方ということですが、これはコーデックスという食品の国際規格をつくっているところがあるんですけれども、そこにおいて統計的に非常に難しい話なんです、95%の信頼度で違反率がどのくらいか、それによって何件検査すればいいかということが示されていて、先進諸国では違反率1%というところをとって、我が国でもこれを基準に検査数を算定しているんですけれども、ただ、299件ということではなくて、それぞれの品目についての過去の違反の状況とか、輸入の件数とか重量といったようなさまざまな情報を勘案して、それにプラスアルファするようなものも含めて、ですから、このままではないんですけれども、いろいろな情報に基づいて検査数を決めています。

(P P)

検査命令はどうなるのかということですが、いろいろな種類があります。特に、O157とか健康被害が起こるようなものが出た場合などは猶予がありませんので、直ちに検査命令に移行します。残留農薬とか動物用医薬品につきましては50%と書いてありますが、データが古くて申し訳ないんですが、今は30%のモニタリング検査にアップということでやっています、更にそれでも違反が続くということであれば検査命令に移行すると。

この検査命令ですが、1回検査命令になってしまったら、ずっと検査命令かというとはなくて、やはりきちんと安全性が確保されれば検査は緩和していてもいいわけですし、輸出国がまずきちんと対策を講じられるかどうかということを確認して、輸出国の政府ともいろいろ協議して確認して、それで大丈夫だということであれば解除ということもございます。

(P P)

海外情報に基づく緊急対応ということで、海外からいろいろな情報がございます。例えば一つの例として、国立医薬品食品衛生研究所であるとか、食品安全委員会といったところも積極的に海外の情報収集をしています。

それから、問題の食品が我が国に輸入されているというときに、速やかに流通の調査をして、回収、輸入時の検査の強化といったようなことを行っております。最近の話ですと、タイ産のベビーコーンが外国で赤痢菌の感染があったということで、我が国でも対応をとったというところがございます。

(P P)

輸出国で衛生管理をきちんと行っていただくことは非常に重要なことでして、我が国も特に発展途上国を中心に衛生管理を向上するよというということで、担当者を派遣したり、研修を行ったりといった取り組みを行っております。

(P P)

輸出国に対する衛生対策の強化要請例ということで、強化を要請したような品目の例示を挙げてございます。

(P P)

輸出国の衛生対策の一例ですが、米国産牛肉ということで、輸出条件を2か国で協議をいたしまして、このような条件を守ってくださいと。それから、輸出できる施設を登録していただく、リストアップしていただくということになっていまして、アメリカのAMSとFSISがこういったところの監視なり指導ということを行っているわけでございます。

(P P)

それから、数年前いろいろと話題を呼びました中国産冷凍ホウレンソウですけれども、厚生労働省からも中国に直接行っているいろいろと現地なども見たりして、中国政府とも協議してやったというところがございます。

(P P)

輸入者の指導事項ということで、これも監視指導計画の一例を載せておりますけれども、こういったことを確認したり指導するのかということを示しております。もっとたくさんありますので、これも監視指導計画を見ていただければいろいろ書いてあります。

(P P)

輸入者の自主的な衛生管理の実施に係る指導ということで、食品衛生法の中にもあるんですけれども、まず、食品の衛生を確保していただくという一義的な責任というのは販売者なり輸入者なり事業者にあるということで、そこはきちんとやっていただくということで指導しております。特に、検疫所でも輸入前の相談指導といったようなこともやっておりまして、未然に違反になりそうなもの、これはだめですねといったようなこともございますし、あとは、自主検査、こういった検査をしておけばよいだろうとか、それから、記録の保存ということも義務付けられているわけですし、例えば、流通にどのくらいのものがあるのかということもきちんと記録を残しておくということでございます。

違反が判明した場合はどういった対応をとっているのかということをございますけれども、例えば、モニタリング検査でも国内に流れてしまったということになりますと、関係の都道府県と連携いたしまして、回収等の措置を講じる。また、逆に、都道府県が収去検査を行って、輸入食品の違反がありましたという場合については、厚生労働省に情報提供がありまして、それに基づいて必要なときには輸入時の検査を強化するといった対策を講じることがございます。

違反のあった輸入者に対する措置ということで、まずは何で違反になったのかという原因究明をきちんとしていただいて、繰り返さないということが重要であろうと考えています。

それから、同一製品を再度輸入するというのであれば、きちんと検査してその改善が図られているということを確認するということが指導しております。

あとは余りにも違反を繰り返すような輸入者については、営業の禁停止というのが食品衛生法に基づいてできることになっております。

輸入食品の違反情報につきましては、厚生労働省のホームページにおいて公表しておりますので、どなたでもごらんになることができます。

(P P)

輸入食品の安全確保ということで書いてあるんですけども、主に中国産食品の対応ということでして、7月にかつての安倍総理大臣がいらっしゃったころなんですけど、輸入品の官民合同会議というものが設置されまして、いろいろな対策を講じていこうということになったわけですが、その一つが情報交換、連携ということで、中国政府との意見交換を8月に行っております。

それから、問題が発生する前にきちんと予防的な措置を講じようということで、輸入者等に対する説明会を7月末から8月に掛けて、全国13か所で行いました。

また、問題発生した場合の措置ということで、これは後ほどスライドが出てきますので、そこで説明します。

(P P)

先ほどの中国の8月の意見交換の概要ですけども、中国の輸出食品を担当している検疫総局というところがございまして、そちらの方でどういった体制なのかということをおが国の担当官が意見交換を行ったわけですが、中国では650か所検疫機関がありまして、6,000人の検査官がいるような状況だということをございます。

それから、中国国内法に違反した食品の対日輸出の防止ということで、中国の食品衛生法に違反した会社については、輸出を行う企業の登録が義務付けられていまして、そこに載せてもらえないということになっているそうです。

それから、我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出を確保していただくよう中国政府にも要請いたしまして、輸出の検査とか原料の検査といったことを中国政府も努めているという状況でございます。

(P P)

中国政府の対応といたしまして、対日輸出品については100%の検査を実施しております。

それから、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、違反企業のブラックリストといったようなものを公表する。そして、輸出も停止というような処分をとっております。

それから、9月からですが、検査に合格したものについてはマークを添付するという事で、CIQマークを添付しているということです。

(P P)

それに応じまして我が国の対応ということですが、中国政府がいろいろな対策を講じているということがありますが、果たしてそれがきちんと有効性を持って機能しているかどうかという検証を行っていく必要があるだろうと。

それから、中国が輸出を停止した企業についての貨物は、当然保留している。

先ほど申し上げたCIQマークがついた貨物でも違反があったということについては、検証の一環にもなりますので、また中国政府とこういった協議を行っていく必要があるということでございます。

あとは、輸入者に対しまして、中国において違法に製造されたようなものではないということ、それから、原材料、また検査データ等について、我が国の食品衛生法に適合することについてきちんと確認を行ってくださいというような指導を行っております。

(P P)

これ以降、情報の提供先を御紹介させていただきますが、厚生労働省では食品安全情報というページを設けまして、食品安全に関するさまざまな情報の提供を行っております。こちらのURLでごらんいただくことができます。

(P P)

その中に、輸入食品監視業務ホームページというのを設けておりまして、私が今説明したようないろいろな情報がこの中に載っております。例えば、検査命令であるとモニタリング検査はどういったことをやっているかとか、いろいろなものをこの中からごらんいただくことができると思います。

場所がどこにあるのかわかりづらいとよく言われるのですが、このバーをクリックしていただくとうようなページが開きます。

(P P)

輸入の事前の相談とかいろいろな手続等ある場合には、各検査所の食品監視課というところに御連絡をいただけるように、こういった窓口の御案内もしております。

(P P)

先ほどの海外情報のところでも御紹介いたしましたけれども、国立医薬品食品衛生研究所で食品のさまざまな情報を収集しておりまして、これは研究所のホームページになりますが、こちらでもいろいろな情報が入手できるかと思っております。

以上で私の説明を終了させていただきます。御静聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、これより横浜検疫所、輸入食品・検疫検査センターの見学をしていただきたいと思います。

なお、手荷物に関しましては置いていかれても構いませんが、貴重品等に関しましてはこちらで紛失等の責任は追いかねますので、必ずお持ちいただくようお願いいたします。

また、検疫所の見学の際ですが、随所にセンターの職員が立っておりますので、もし、質問等がありましたら、そちらの方にお気軽にいただければと思います。

それでは、係の者の案内に従いまして、御移動ください。

意見交換（午前の部）

○司会（吉川専門官） まだお戻りになられていない方もいらっしゃるようなのですが、時間となりましたので、意見交換を始めさせていただきます。

初めに、皆さんの方にお戻りになられたときにアンケートをお配りさせていただきました。これにつきましては、こちらの意見交換のアンケートに加えまして、本日御見学いただきました横浜検疫所のアンケートとなっておりますので、こちらにつきましても御協力をよろしくお願いいたします。なお、既に検疫所で御協力いただいた方につきましては、再度の御提出は必要ありませんのでよろしくお願いいたします。

私の先ほどの説明の中で1点訂正をさせていただきたいと思います。資料の16ページの下のスライドになります。「厚生労働大臣による検査命令」とございますけれども、そちらの3つの四角のカラムの真ん中の段「残留農薬、動物用医薬品」と書かれているところで「50%モニタリング検査にアップ」となっていますが、大変失礼いたしまして30%ということでしたので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、早速、意見交換を始めさせていただきます。

その前に、本日の出席者につきまして御紹介させていただきます。

向かって左側から、厚生労働省食安全部輸入食品安全対策室の内海主査でございます。

その隣が、横浜検疫所食品監視課の中林食品衛生専門官でございます。

その隣が、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターの石崎副統括検査官でございます。

それでは、意見交換の進め方ですが、いろいろな御意見があると思いますので、少し内容を区切った形で進めさせていただきたいと思います。最初に、まず私の方で御説明させていただきましたような、輸入食品の安全確保のための取り組みや制度といったようなことについて、御意見・御質問等を受けさせていただきます。続きまして、本日御見学いただきましたが、実際に輸入時にどういったような監視、また検査をされているのかといったような現場の御質問についてお受けしたいと思います。最後にその他ということで、

何かありましたら御意見いただけたらと考えております。

御発言に当たりましては挙手をいただきまして、係の者がマイクをお持ちいたしますので、御発言に先立ちましてお名前と、差しつかえなければ御所属をおっしゃっていただければと思います。また、発言につきましては、お時間もございませんので、できるだけ簡潔にお願いできればと思います。

それでは、まず最初に、厚生労働省における輸入食品の安全確保の取り組み、制度といったような件に関しまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

○質問者（ヤマウラ） 日本消費者連盟のヤマウラと申します。

資料の8ページの米国産牛肉の現場検査の件についてお伺いしたいと思います。ここでの先ほどの御説明ではSRMのチェック、あるいは輸出プログラムの遵守といったお話をされていましたが、SRMのチェックは具体的には骨のあるなしといったことになり特定されるものなのかどうか。あるいは、それ以外に脊髄といった髄液の残留といったような細かいところまで見ることができるのか、その辺についてお伺いします。

それから、輸出プログラムにはいろいろ条件があるかと思うんですけれども、例えば、月齢についてどういうチェックができるのか、これは向こうの証明書のあるなしといったレベルにとどまっているのか、あるいは実際に肉質から月齢ということについて日本側でチェックをされるというところまでいっておられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○司会 現場の話になってしまいましたので、中林さんの方からお答えください。

○中林食品衛生専門官 横浜の方では、米国の牛肉というのは基本的に入っていない状況でして、最近ではオーストラリアの牛肉が先日入ってきたんですが、その際は、モニタリング検査も実施しているところなんですが、併せて骨のある部位について、当然今お話がありました危険部位等の混入はないかどうかといったところをチェックしております。ですから、届出があった際は、基本的には今は牛肉自体も非常に少ないところなんですけれども、入った際には特に骨のある部位については混入されていないかというのは必ず現場へ行っているところです。

あとは、実際に私も現場に来ているところなんですけれども、SRMが入ってから、現在の対応プログラムが変わってからの実際の現場での監視というのが、今お話したとおりないものですから、具体的には今ここで話しできるような内容はございません、申し訳ありません。

○司会 残念ながら、横浜の方には余り米国産牛肉が入っていないという状況なんです、私の方から補足させていただきますと、やはりどういうところをチェックするのかということと、20 か月以下ということにつきましては証明書が発行されておりますので、それと併せて確認するというところを行っております。

ほかにごありますか。

○質問者 説明を受けた資料の7ページの検査命令ですが、これはどういうときが多いか

というのを聞きたいんです。

○司会 どういったようなものになるのかという質問の御趣旨でよろしいでしょうか。それとも品目としてどういったようなものがあるのかという。

○質問者 情報をどこからもらって……。

○司会 検査命令になるのかどうかということですね。では、これにつきましては、内海さんからお答えいただけますでしょうか。

○内海主査 16 ページの資料をまず御参照いただきたいんですが、厚生労働大臣による検査命令とあります。大きく分けると2つパターンがありまして、例えば、国内外において実際に健康被害が発生しているとか、あるいは発生のおそれがあるといったような情報を得た場合、国外の情報につきましては、我々も毎日海外のWebサイトの情報などを収集していきまして、そういった情報に基づいて、こういった可能性の高いものについては直ちに検査命令を適用するという措置をとっています。

中段の部分ですけれども、主に残留農薬であるとか残留動物用医薬品、基準値を設けて管理を行っているようなたぐいのものは、通常の我々のモニタリングの検査であるとか、あるいは先ほど御紹介したような海外の情報、例えば、アメリカ向けに中国から輸出された何かからこういうものが検出されているとか、そういった情報に基づいて同様のものが我が国にも輸入されているという実績が確認された場合は、輸入時のモニタリング検査を30%、簡単に言えば、届出3件に対して1件の割合で検査を実施します。そういった強化を行った状態で、更に同一国の同一の食品で同様の違反が発見されるということであれば、非常に違反の蓋然性が高いということで検査命令を適用しています。ですから、情報としましては、輸入時の検査で違反が見つかる、それから、海外の情報でこういった違反事例があるとか、あともう一点補足をすれば、モニタリング検査というのは、先ほど御説明があったかと思えますけれども、抜き取りの検査です。現状ですべての食品に対して輸入時に分析に行くということはなかなか現実的ではない部分もありまして、国内で流通する輸入食品に関して、都道府県が実施する収去検査などで違反が見つかる場合もあります。当然、当該食品については回収等の措置がとられますけれども、我々としましてはその情報に基づいて、モニタリング検査で違反が見つかった場合と同様に、輸入時の検査を強化するというような措置をとっています。

○司会 よろしいでしょうか。

○質問者 情報のとり方なんですけれども、情報をつくって流すところはどこかということなんですが、例えば、アメリカとかイギリス辺りの情報というのはすごく流れるけれども、アフリカのガーナの情報は流れないとか、いろいろあるかなと思うんですけれども。

○内海主査 それはガーナにおいて生産等をされている食品の情報という意味ですか。

○質問者 例えばガーナと言ったので、どこでもいいんですけれども、その国の情報は流れないよとかそういうことはないんですね。

○内海主査 先ほど私が申し上げた情報というのは、日本以外の国で、主に輸入品で、例

えばアメリカが中国から輸入したものでこんな違反があったという情報がまず一つあります。当然、各国の規制の違いというのがありますから、確かに途上国等情報をなかなか入手しにくい部分というのがありますけれども、そこは幅広くにモニタリング検査を掛けることで違反の蓋然性を探っていくというかたちで対応しています。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにいらっしゃいますか。御意見でも御質問でも、今日はこういったようなこじんまりとした会でございますので、何かございましたら。いかがでしょう。

○質問者 済みません、いいですか。30年前ですか、チクロが禁止になったときちょうど若かったんですけども、あのときにチクロが禁止になって非常に不便だねという人たちもいたんですね。今はヨーロッパにおいてはチクロは禁止されていない。なぜならば、チクロが危ないよと言ったのは、検査方法が余りよくなかったというので、実際に検査し直したら、チクロは危なくないんだよということでヨーロッパで使われている。でも、日本ではまだ禁止なんだと。なぜ禁止なんですかと聞きましたら、あれだけ騒いで禁止にしたのに、今更あれは大丈夫だったんだということを流すと、主婦連辺りはどうなっているんだとすごく怒るだろうねというところで知らん顔をしているんだよということのある大学の先生がおっしゃっていたので、そんなものかなと思ったんですけども、各国の違う禁止品、そういうところをもう少し世界の検査機関で話し合って、統一はできないかもしれないけれども、もう少し考えていただければいいのかなと思うんですけども、いかがですか。

○司会 司会者が答えしまうのは申し訳ないんですが、食品添加物の規制は我が国は少し前までは、やはりこういう添加物を使いたいという人から申請があつて、それに対して指定添加物にできるかどうかという審査をして、問題なければ指定添加物に登録されるという制度だったんですが、やはりこれだけ国際化している時代でございますので、先ほど申し上げたとおり、他国ではOKとされているけれども、我が国では指定添加物になっていないがために違反となってしまうと。非常に汎用性が高い、世界では広く使われているという添加物もございますので、そういったものは申請は待たないで、むしろ国の方でデータを集めて、ほかの国である程度使われているものとか、国際的にも食品の安全性を確認しているコーデックスという機関もございますので、そういったようなところでいろいろデータもございますから、そういうものをそろえた上で安全だというものについては、申請を待たなくてもこれからは指定していこうという形で取り組んでございます。

それから、先ほどのチクロが今現在だめだというのは、やはり時代時代によって検査、それから、例えば、毒性のデータとかいろいろと化学の進展によって状況も変わってくるということもございます。ですので、それはまた改めてデータが必要になってくると思うんですが、我が国にとってまず必要かどうかということなんですね。特に、どこも使うところがないということであれば、そこは指定しなくても、また誰かが使いたいということでも申請が上れば、データを評価して指定されるということになるかと思えます。

○質問者（サトウ） 食品トレース協議会のサトウと申します。よろしくお願ひいたします。

モニタリングの商品の中で違反が判明したということなんですけれども、モニタリングしている商品というのは流通してもOKなんですよね。既に消費者のおなかに入っていたりとか、あるいは小売店で売られているというような状況になったものがあると思うんですけれども、その場合、違反が判明した場合には、その業者を特定して、その数が何個だったのかというものは当然わかると思うんです。出ていけば、業者が回収しましたよという数と、既に売られてしまったものの数をちゃんと合わせて検証できるような、トレースできるようなところまで厚労省さんの方では何か仕組みを持っていらっしゃるんですか。

○司会 では、内海さんをお願いします。

○内海主査 検疫所の輸入手続を経て国内で流通する食品に関しましては、一義的には所管する各都道府県の方で管理を行うことになっていて、それは国産品・輸入品を問わずという形になっています。御指摘のあったようなモニタリング検査を行っている間に、特に生鮮品とか足の早いものはそうですけれども、既に流通していて、場合によっては消費者の手に渡ってしまうという場合もございます。こういった違反情報は、違反が出た時点で、まず、所管の都道府県に情報を提供しまして、輸入された届出の貨物の流通状況の調査を輸入者を通じて確認してもらって、最終的に回収も含めて貨物がどういうふうになっているのかという報告をいただくような仕組みは当然ございます。

○質問者（サトウ） その数の検証もちゃんとできるわけですね。例えば 100 個そういうものがあつたとしたら、その 100 のうちまだ 80 は業者に残っていたりとか、10 はもう小売店の店舗に並んでいるとか、そういう数の検証もできますか。

○内海主査 勿論です。

○質問者（サトウ） これはトレーサビリティの仕組みとして何か厚労省さんの方で構築していこうという考え方はないということですか。法的なものでも構わないんですけれども。

○内海主査 トレーサビリティという言葉の意味合いというのはいろいろなものがあるとは思いますが、当然のことながら、輸入者さんはその食品をどこに何箱卸したかというのはわかるわけですし、その取引先が更にそのものをどこに何箱売ったとか、店頭で何個いついつ置いたという情報は、食品を扱う人の責務としてちゃんと記録・保存することは求められておりますので、そういったところからさかのぼって情報を得ているという状況です。

○司会 よろしいでしょうか。

そのほかいらっしゃいますか。

○質問者 安全確保で3段階あるということで、輸出国側に対する対策というのは具体的にどのようなことを、どんな頻度で、どんな国にやっているかという具体的な数字がありましたら、教えていただきたいです。

○司会 では、これも内海さんをお願いします。

○内海主査 具体的な数字ですか。

○質問者 海外に行って多分、対策を講じていると思うんですけども、例えば、中国に行って何例ぐらいでどんなことをどんなふうにするかというような具体的な状況。

○内海主査 いわゆる輸出国におけるそういった衛生管理の検証が必要な場合には、我々の方で現地調査という形で実施しております。参考までに今年4月現在の情報ですけれども、過去7年間さかのぼっての数字ですが、中国に関しては現地調査を7回行っております。ほかで回数として多いところと言えば、タイで4回、米国に関しては12回、あとはカナダが5回、これらはいずれも牛肉の関係かと思えますけれども、トータル15か国一地域に対して計45回の現地調査を実施している状況です。

○質問者 それは厚生労働省さん単独なんですか、それとも農水省さんと一緒に。

○内海主査 牛肉の関係は農林水産省の所管もございまして一緒に査察を行っておりますけれども、基本的に食品衛生法の所管の範囲の部分というのは厚生労働省の担当になっておりますので、我々の職員が現地に赴いて問題事案について調査を行っているという状況です。

○質問者 これは検査命令が出た部分に関してですか。それとも検査命令ではなくて。

○内海主査 検査命令の対象になっているものというのが、実際的には多く含まれていますが、そもそも例えば食肉製品であるとか水産物に関して、我が国に輸入を受け入れるかどうかというような判断が必要なものについては、事前に現地に赴いて製造施設等のチェックを行うといった形での査察といいますか、現地調査というのも行っています。

○司会 よろしいでしょうか。

そのほかいらっしゃいますか。

○質問者 2つお聞きしたいと思います。1つは、先ほど検疫所の中を見学させていただいたときに、検査の信頼性についてどういうふうに担保されているかと質問したんです。それについてのお答えとしては、国が国際標準の検査関係の指針、要求事項を国としてのガイドラインとして各保健所なり検疫所に通知して、それに基づいて内部監査が行われているというような御説明だったんですけども、例えば、検疫所で違反があったということになりますと、相手国へも当然通知すると思うんですね。そうしたときに、相手国に対して日本国の検疫の検査方法はこういう制度を担保してきちんとやっていますよということが問われると思うんです。そういう意味では、国際的な何かしら認証なり監査なり、そういうものを担保する必要があるのではないかと思っているんですけども、そこについて見解を教えてくださいと思います。

それと、ついでに国内の保健所の検査の信頼性についても、何か担保されているものがあれば教えてくださいと思います。

検査の信頼性について1点と、もう一点、この間、中国産ですとかいろいろな食品についての消費者への不安となる材料の報道がたくさんあります。ただし、報道の中身が非常

に不正確で、間違った理解をさせられてしまうというケースが多々見られると思うんですね。例えば、大腸菌も大腸菌群と大腸菌を全く同等にとらえて報道していたり、中国産のテレビ報道を見ている、輸出する商品と国内消費されている商品を混同して報道されている例ですとか、正しいものもあるんですけども、そういう不正確な情報を今マスコミが流している部分については、国として何かしらそれを是正するなり、または放送局に指導するなり、アクションは起こさないんでしょうかという質問です。

○司会 まず、検査の信頼性確保ということなんですが、石崎さんの方から何かコメントございますでしょうか。

○石崎副統括検査官 違反の結果について海外に対してどういうことをしているかというのはよくわからないんですが、検査の結果、違反となりそうな場合は、先ほど見ていただいた審査指導課という信頼性保証部門により内部点検が入ります。その際、精度管理に基づいてきちんとした結果が出ているかどうかというのを見ておりますので、外国からでもそういう結果に対しての要求があった場合には、信頼性のあるデータを見せるということ是可以すると思います。

○司会 制度の点について、私の方から補足させていただきますと、食品衛生法の中で食品の検査を行うような国、自治体、そして、大臣の登録機関というところがあるんですけども、そちらに関しては、検査の信頼性確保をするようにということで規定されていますので、すべからくそういったようなG L Pというのでしょうか、信頼性確保は保たれておりますし、それは国際的な基準に基づいてやられておりますので、我が国としてはその部分を担保していると言えます。

それから、最近のマスメディアの過剰な報道、誤報道といったようなことで御意見をちょうだいいたしまして、実はこれは私ども非常に頭の痛い部分もあるんですが、誤った報道をどういうふうに国が訂正をしていけばいいのかというのは、実は報道の自由ということが一方でありまして、国が公権力を持ってこうだあだと言うと、自分たちの論調に国が口を挟むというようなことで、いろいろ書きたたかれるということもありまして、ただ、私どもできるだけ国民の皆さんに正確な情報を伝えていこうということで、これまでこういったリスクコミュニケーション、ホームページなど情報提供を通じて、できる限り皆さんに正確な情報をお届けするようにということでやってまいりましたけれども、不十分な点もあるということで承知しておりますので、今後につきましても努力をしていきたいと考えておりますし、また、メディアの方でいかに正確にきちんと伝えていただけるかということについても、今後の課題ということで検討していきたいと思っております。

ほかにもございますか。

○質問者 たびたび済みません。輸入食品の監視指導計画のモニタリングの内容についてお伺いしたいんですけども、緑の冊子にもありますが、遺伝子組換え食品について、コーデックスのバイオテクノロジー特別部会で今年9月に部会が終了してしましまして、そ

の中で低レベルの未承認の遺伝子組換え食品が混入していた場合の安全基準のガイドラインができたんですね。来年4月に総会で正式採択になると思うんですけども、そうなりますと、やはり日本においても大量の遺伝子組換え食品が輸入されておりますので、それについて今後モニタリングの拡大といったことも必要となってくるかと思うんですが、その量的な課題をどう考えるかということと、それから、内容的にも検査体制において検知法の開発等も含めた何か新たな取り組みの御予定はあるのかどうか、その辺について伺いしたいと思います。

○司会 まず、モニタリングの関係で内海さんからお願いします。

○内海主査 先ほど御紹介にあったコーデックスの特別部会で、ローレベルの混入の問題が議論されたということですが、必ずしも我が国として未承認の遺伝子組換え食品の輸入を認めるというものではございません。取り組みとしては、従前どおり輸入時の監視を行って、そういったものが含まれている食品の輸入の防止に努めていくこととしているところです。

この分野というのは、非常に世界的にもいろいろと技術開発の進んでいるところで、新たなものが開発され、日本に輸入されてくる可能性というのは今後ともあるわけで、そういった海外でつくられているものの情報は随時収集して、それに対応すべき検査法というものをつくって、検疫所の方で輸入時の監視をやっていくこととしています。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○質問者（フジワラ） 食品環境検査協会のフジワラと申します。

先ほど、横浜検疫所の施設を見学させていただいて、実習コーナーを興味深く拝見したんですけども、あそこで使用しておられる二酸化硫黄のランキン蒸留装置は、第2版の分析法、国が公定法としている装置と若干違うところがあると思うんですけども、二酸化硫黄は細部まで装置のサイズが決まっていて、それを変えると結果に影響があると第2版の中でも明記されていたと思うんですが、ああいうふうに変更を加えられて、それは公定法にのっとったと厳密に解釈してもよろしいでしょうか。

○司会 それでは、これは石崎さんからよろしいですか。

○石崎副統括検査官 今現在、実は添加物の検査は横浜の検査センターではしておりませんで、あの装置は一般公開ということで皆さんにやってもらう為に用意させていただいたものなんです。以前検査を行っていたときには、きちんとした方法で結果を出していたと認識しております。

○司会 実は、今日は見学ということもありまして、皆さんに実際の検査を体験していただくということで、若干アレンジしたような形でやられていたのかもしれませんが。その辺は、実際に検査を見せるということではなくて体験していただくということを重視しておりましたので、その点は御了承いただければと思います。

それでは、現場の話とか検査の実際の話に入ってきましたので、そちらの方で御意見を

いろいろお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。今日御見学いただいた感想などでも結構でございますけれども。

○質問者 先ほど現場を見学させていただいて、LC/MS/MSも13台ぐらい入っているということでお聞きしたんですけれども、海外でもこれだけ厳しくなってくると、輸出する際には検査して出しているのがほとんどだと思うんです。それでも日本に来てLC/MS/MS、同じ能力だと思うんですが、それで出た場合に、出した国からいろいろなクレームというか、検査方法が違うんじゃないかとか、検査している方法を見学させろとか、そういうことが現状起きてきていると思うんですけれども、そういう場合はどういうふうに解決しているのでしょうか。

○司会 まず、輸入時と輸出国の関係で内海さんからと、石崎さんから補足があればお願いします。

○内海主査 先ほどの御質問の中でもありましたけれども、検疫所でやっている検査の信頼性の確保については、内部監査、外部精度管理といったものを導入して、海外のどこの国からデータを見せろと言われても、胸を張って出せるよう対応しています。それでも、実際に見てみなければわからんと言う人がいれば、当然視察の受入れというのは随時やっておりますし、こちらの検査センターだけではなくて、実際に現場でのサンプリングの流れとか、そういったものも見ていただいた上で、日本はちゃんとやっているんですよというところは説明してきているところです。

○司会 石崎さんから、もしそういった御経験などがありましたら。よろしいですか。

○質問者 実際にもあるんですよ。

○内海主査 勿論あります。

○質問者 どんな国から。

○内海主査 信頼性を疑うという形での視察というばかりではなくて、特に途上国においては、やはり日本に学ぶべきところもあるという観点で、こういった検査施設とか、より具体的に言えば、どういった機械でどういった手技でやっているとか、そういった観点で視察を要望される国もあります。具体的にということであれば、私の記憶している限りでは最近ではベトナムとか、エビやイカといった水産物が多く輸入されていて、実際に輸入時の検査命令で違反が多く出ているという状況もあったりするので、本国の水産省の方の視察を受け入れたこともあります。

○質問者 例えば、中国でいろいろ問題があったじゃないですか。そうすると、中国のCIQは輸出するときに大分厳しく検査してやっているはずなんですね。国の名誉をかけてCIQなどがやって日本で出た場合、この前の化粧品の報復か何か知らないけれどもありましたよね。そういうときに、国としてはどういう対応をしているのかなど。中国も多分来ているんじゃないかと思うんですけれども。

○内海主査 勿論、中国も来ています。先ほどの説明の中でもあったかと思うんですけれども、今、中国では輸出品については、CIQと呼ばれる各地方にある機関で検査等をし

た上で輸出許可を与えているという状況です。だからといって、日本の検査が必要ないかという必ずしもそうではなくて、それはそれでベースとしてあった上で、必要な部分については我々も検査を実施します。実際にC I Qの検査を経たにもかかわらず違反が出るケースというのがあります。ただ、我々検査だけで安全確認が100%できるとは必ずしも考えておりません。検査にはある程度の限界というものがあります。それは抜き取りの検査である以上は、例えば100匹ウナギがいて100匹検査してしまうと食べるものがなくなってしまうということもありますし、サンプルを代表している時点で、もし、その届出のロット自体にばらつき等があれば、違うところからサンプルすると違反のものが出るということもあり得ます。ですから、輸出国に対して我々が何よりも求めているのは、生産・製造過程できちんと日本の食品衛生法に遵守したものをつくるようなシステムをつくってくださいということ。検査は、そういったシステムがちゃんと機能していることを確認するための一つのツールであるという位置付けで輸出国とも話をしておりますので、中国の検査でOKだったのに日本で検出されるのはおかしいということについても、信頼性の面からもそうですし、そもそも生産管理が十分になされていないのではないかとということでの検証は引き続き行っていくことにしています。

○司会 よろしいでしょうか。

○質問者 納得いかないですけどもね。

○内海主査 納得いかないということであれば。

○質問者 そうではなくて、中国の人が来たときはどうやって対応しているかというのを聞きたかったんです。

○司会 実際にいらっしゃったときに、我々はどういう対応をしているのかと。

○内海主査 当然、向こうとしてどういう点に関心があるのかということ聞いた上で、例えば、実際に生データを見せろということであれば見せますし、実際に検査している風景を見せろということであれば、そこも見ていただくと。見られて困るようなところがあるわけではないので、それは先方の要望に応じて対応はしております。

○質問者 中国の人たちはそれで納得して帰りますか。例えば、C I Qでやったサンプルが残っていて、それと同じサンプルをこっちで検査をやったりということはないんですか。

○内海主査 そういった形での検証プログラムみたいなものはないですけども。

○司会 もしかしたら、今後そういったような、中国と顔を付き合わせてけんけんがくがくやらなければいけないという場面も出てくるかもしれませんが、やはりそのために検査の場面においては精度管理が重要だと我々も考えておりますので、検査を迅速にということもさりながら、きちんと正確に出すということを配慮してやってまいります。

ほかに何かございますか。

○質問者 (キシ) キシと申します。本日施設等を見学させていただきまして、ありがとうございました。

2点ほど質問したいんですけども、1点目が、先ほどからかなり意見が出ていますが、海外の検査ですとか法整備と、今、日本で守らなければいけないものについての比較等をしていらっしゃると思うんですけど、そういった情報というのをとりやすい、またはわかりやすいところなり、ホームページがあれば教えていただきたいのと、それが国別にあるのか、どこの国が網羅されているのかということも、大体でいいのでお教えいただければありがたいです。

2点目が、いただいた資料の20ページ「輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導」というところで、初めて輸入する食品となっているんですけども、初めてという定義が、例えば品目なのか、そのほか容器形態なのか、その辺の情報や御意見をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○司会 では、内海さんの方から。

○内海主査 今、御質問のあった海外における情報ですか、具体的に例えば、海外の食品衛生規制に関する情報ということですか。それとも輸出時に……。

○質問者（キシ） 基本的には、輸出国の法令等と輸入する側の日本ですと、例えば、そこで比較をされていて何か抜けている点があったとすると、そういった情報がどこかでまとめられていたりするのかとか、例えば、検査の項目が輸出国では対象外ですけども日本では対象に入っているとか、そういった情報があるのかどうかというのがお聞かせ願いたかった点です。

○内海主査 輸出国の法規制と日本の法規制の違いという点での比較ということでしょうか。お手元の資料の最後のページになりますが、国立医薬品食品衛生研究所のホームページで、例えば、各国の残留農薬規制といったものに関する情報についてのリンク集がございます。一つは、こちらが参考になるかと思います。

今お話のあったのは、海外で輸出時に検査をしている内容と日本の輸入時に検査をしている内容の違いという点ですか。

○質問者（キシ） そうですね。やはり、情報を得る際にも輸出国に情報を得たいという話を、例えば、製造元に出す際といったときに、その国の法律にその項目があれば、かなりもらいやすかったりするかなと思ったんですけども、例えば、そういった輸出国でこの食品だとかこういったものが検査の対象になっているという比較等もあればと思ったんですけども。

○内海主査 すべての国がというわけではないんですけども、日本と同じように自国で生産される食品について、例えば、公的機関でいわゆるモニタリングという形で検証を行っている国は実際にご覧いただけます。それはその国の法規制にのっとって、恐らく計画立てをしてやっているかと思うんですけども、厚生労働省としてそういった情報に関するWebサイトのリンク集であるとかそういった部分は御紹介できないんですけども、いわゆる海外における厚生労働省的な機関、例えば、米国であればFDA等のWebサイトをご覧いただければ、その国の中でこういった監視が、客観的な検証が行われているかというのはご覧いた

だけるかと思うんですが、すみません、そこまで細かく御紹介をしているような、まとめているようなところは今のところないですね。

○質問者（キシ） その点がFDAとか見ても、はっきり言いましてかなり難しい点で、比較ができないなというのを実感してまして、それで何か助けとなるものがあればなど思いまして質問させていただきました。

○司会 あとは、初回というのはどういうものが初回なんだという御質問でしたけれども。

○内海主査 初回輸入というのは、その輸入者さんが初めて扱う貨物という定義でやっております。

○質問者（キシ） 例えば、容器などが変わっても、それは初めてという形になるんでしょうか。

○内海主査 容器というのは器ですか。

○質問者（キシ） 入れ物ですとか、例えば、ペット製品で輸入していたものを缶とかほかの容器の形態に変わって、中身は一緒だということだったりすると、それも初めてという形になるんでしょうか。

○中林食品衛生専門官 そうですね、基本的に初めてと考えていただいて対応していただいた方がいいかと思います。というのは、容器でも中身とは別に規格等のあるものもありますので、あと、製造基準とか清涼飲料水などいろいろあると思いますので、基本的に容器の違うものについても同様に考えていただければと思います。

○質問者（キシ） 食衛法で規定されているものもあると思うんですけれども、今回の資料ではそういったものが見受けられなかったんですが、そういったところでモニタリングであったり、自主検査であったり、過去命令があったという事例もあるんですか。

○中林食品衛生専門官 例えば、前が合成樹脂だったものが瓶になりましたと。そういった場合に、別に検査命令しなければいけないとかそういうことですか。

○質問者（キシ） そういったことが実際に実施されているのかどうかということも知りたいなと思ったんですけれども。

○中林食品衛生専門官 それは当然あり得ることだと思います。製造工程が異なってきましたし、ライン上も当然異なってくると思いますので、個別にやっていただくケースも当然考えていただかなければいけないと思います。

○質問者（キシ） わかりました、ありがとうございます。

○司会 ほかにございますか。もう時間もそろそろなくなりますので、特にテーマについて分けませんので、何かございましたらお願いします。

○質問者（ヤマグチ） 食品安全モニターをしていますヤマグチと申します。

検査のところちょっとお聞きしたんですけれども、食品ですから時間的なファクターというのは非常に重要視されると思うんですが、例えば、細菌検査でも一般的な公定法等、最近出ているようなDNAを使ったような迅速な測定法等ありますけれども、その両方を併用されて時間短縮を図られているんでしょうか。それとも公定法だけで行われているん

でしょうか。

○司会 石崎さん、いかがでしょうか。

○石崎副統括検査官 今、検査センターで実際にやっている検査項目については、微生物とか理化学とかいろいろな検査があり、告示法だけで行っているものもありますが、例えば、残留農薬の検査ですと、まずスクリーニング的に一斉分析法で検査し、その結果違反の可能性のあるものについては通知で示されている個別法等で試行数を増やしてやるということにしております。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにいらっしゃいますか。

○質問者（セキヅカ） 神奈川県農業技術センターのセキヅカと申します。

今年ポジティブリストが施行されて半年ぐらいだと思うんですが、その際に、導入する利点の一つとして、今まで押さえられなかったリストアップしていないものが押さえられるというような話が出ていたと思うんですが、実際半年経過して今までの制度だとだめだったけれども、制度が変わってこれが押さえられるようになったという事例があったら教えていただければと思うんですが。

○司会 これは内海さんから、もしあれば中林さんから補足いただけますか。

○内海主査 今日お配りしている資料の中にはないんですけども、データを御紹介したいと思います。ポジティブリスト制度は昨年5月末に導入されまして、約1年半近くを経過しているところです。制度が施行されてから今年3月末時点の集計結果ですが、残留農薬に関しましては違反が447件出ています。このうち新しくつくった基準、物質自体新しく入れたもの、それから、物質としては従前基準を何らか持っていたけれども、それに対応する食品の基準を新しく設けたもの、わかりやすく言うと、従前Aという農薬があって、米には基準があったけれども小麦には基準がなかったという場合に、その小麦に何らかの基準を置いたもの、そういった新たに基準を置いたものについての違反というのが201件です。

それから、ポジティブリストの大きなフレームとなっている、いわゆる一律基準、基準を設定していない部分での違反というのが211件、従前からの基準の違反というのが35件ということで、新たに設けた基準での違反というのがほとんどを占めている状況です。

同様に動物用医薬品で御紹介をしますと、全体で232件の違反がある中で、新たに設けた基準の違反が5件です。一律基準による違反が13件。大部分を占めますのが、いわゆる不検出基準、基準値という観点での管理ではなくて、そもそも含まれてはいけないとする物質についての違反が201件、従来からの基準による違反が13件。この不検出基準も、ポジティブリストの導入に伴って新たに設けた部分が多いものですから、実際にポジティブリストの導入に伴って違反の数というのは増大しています。

更に、参考にまで申し上げますと、制度の導入前後で一月当たりの違反の数を平均して比較したところ、農薬に関しては平成17年度と平成18年度で一月当たりの違反の数が9.4

倍に増えています。動物用医薬品に関しましては5.2倍という結果になっています。これは当然のことながら、網の目を細かくしたことによって、従前規制の対象になっていなかったものが引っ掛かってきているということが言えると思います。

○司会 よろしいでしょうか。ほかに御意見・御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、定刻となりましたので、これにて意見交換を終了とさせていただきますと思います。本日は、見学も含めまして、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。出口におきましてアンケートの回収を行っておりますので、御提出を是非ともよろしく願いいたします。また、今後皆様のお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、是非とも御参加をお願いしたいと思います。

それでは、皆さん、お天気も悪い中でございますけれども、お気をつけてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

意見交換（午後の部）

○司会（吉川専門官） それでは、時間となりましたので、意見交換会を行ってまいりたいと思います。大分人数が減ってしまったのか、まだお帰りになっていないのかわかりませんが、今日はこういったようなこじんまりとした会ですので、いろいろと忌憚のない御質問・御意見をちょうだいいただければと思います。

初めに、本日の出席者を御紹介させていただきます。

向かって左側から、厚生労働省食安全部輸入食品安全対策室の内海主査でございます。

その隣でございますが、横浜検疫所食品監視課の新谷監視係長です。

その隣ですが、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターの藤井副統括検査官です。

それでは、意見交換の進め方ですが、幾つか内容を区切って進めていきたいと思います。まず最初に、冒頭に説明させていただきました輸入食品の安全確保の取り組みや制度に関してということで進めていきまして、その次に、本日御見学いただきましたが、実際に輸入時の監視や検査といったことについての御意見・御質問、最後には、その他ということで、ある程度皆さんの意見などが集約しやすいように3つに区切って進めていきたいと思っています。

まず、御発言に当たりましては挙手をいただきまして、係がマイクを準備いたしますので、その上で発言をしていただきます。発言に当たりましては、お名前と差し支えなければ御所属をおっしゃっていただければと思います。なお、発言につきましては、要旨を簡潔にお願いできればと思います。

それでは、まず最初に、輸入食品の安全確保のための取り組み・制度といった点に関して、御意見・御質問がありましたら挙手いただければと思います。

○質問者（ワタナベ） 輸入商社兼松の食品安全管理室のワタナベと申します。本日はどうもありがとうございました。

検査の件でお聞きしたいんですけども、モニタリングは3月まで50%だったんですが、1回違反が出た場合30%に減っておりますが、これはこちらのポジティブリスト制以降、検査能力がいっぱいなのか、その辺をお聞かせいただきたいんです。

○司会 それでは、内海さんからよろしいですか。

○内海主査 簡単に背景を申し上げますと、モニタリング検査などで輸入時に残留農薬等の違反が発見された場合は、その特定国の特定の食品に対して、モニタリングの検査の頻度を昨年度までは50%、本年度からは30%に引き上げて対応しています。簡単に言うと、2件に1件の割合から3件に1件の割合になったということですが、先ほど御指摘があったとおり、ポジティブリスト制度が導入されまして、非常に違反の数というのは増えております。そもそもモニタリング検査の趣旨というのは、幅広く輸入食品に網を掛けて、違反の蓋然性を探っていくという観点でやっておりますので、統計学的に見たときに50%でやった場合と30%でやった場合と、違反を見つけられる信頼度に余り相違がないということもありましたので、そこは機動的に対応するために30%に変更して、キャパシティの面でもほかのものも従前と遜色なく対応できるような形に変更した次第です。

○質問者（ワタナベ） その検査のキャパは、まだ余力があると見てよろしいのでしょうか。

○内海主査 基本的にモニタリング検査は年度計画に基づいてやっております。例えば、一部では輸入食品の検査というのが届出の全部に対して10%程度しかできていないといった御指摘もあるんですが、先ほど申し上げたとおり、モニタリングというのは幅広く検査をして、その中で違反の可能性が高いものというのは随時検査命令であるとか、100%の検査に移行していくような仕組みでやっております。ですから、決まったキャパシティの中でどう運用していくかということで考えていますので、余力があるとか余力がないというような形での答えはできないんですけども、よろしいでしょうか。

○司会 ほかに御質問・御意見等どなたかいらっしゃいますか。

○質問者（モンゼン） モンゼンと申します。普通の製造業に勤めております。ただ、食べることが好きなので、こういうものに多少関心があります。

今日お聞かせいただきました検査計画みたいなものがありますが、モニタリングは先ほどおっしゃったように年間計画というのが確かに立てられると思うんです。ところが、輸入実績といいたいまいしょうか、申請というのは計画どおりいかないことが多々あると思いますけれども、この辺の対応というものをどうされているのか、増減に対してどう対応しているか。

それから、もう一つは違反率の前提を1%と理解したんですが、それでよろしいでしょうか。この1%というのは、どこから持ってこられた数字かというのをお教えいただきたいと思えます。

○司会 これも内海さんから。

○内海主査 まず、最初に御質問いただいた実際に計画どおりものが来るのかどうかと言われると、確かにそこは100%読みどおりものが来るとは限りません。ただ、前年以降の輸入の実績、各港において輸入されるものの特性というのはある程度傾向がつかめております。それから、増減傾向というものも過去何年かにさかのぼって算出しておりますので、そういった実態に合わせて詳細な計画を立てて、各検疫所の窓口で調整しながら検体を採取しているという状況です。

それから、主に残留農薬などに関して過去の実績を確認したところ、おおむねその程度、違反率は実際には0.1です。そこを実際の届出と検査のキャパシティといったものも加味して、1%前後の違反を見つけられる統計学的な検査件数ということを考え方の基本としてやっています。

○司会 よろしいですか。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

○質問者（ナカマ） 食品の販売製造業に携わっておりますナカマと申します。

どうしても最近マスコミで中国関係の話題が多いかと思うんですけれども、今までのほかの諸外国の違反事例というのは比較的、いわゆる日本では認められていない食品添加物が日本に紛れて入ってきたというパターンが多いかと思うんですが、今までの事例を見ると、中国でそういったものも当然あるんですが、そうではなくて、食品添加物として認められていないとか、ある種違うような物質まで使われてしまっている危惧がかなりあると雑誌などで見受けられます。そういった想定外のものに対しての検査といったものを、実際にそういったことに踏み切るのはなかなか難しいと思うんですけれども、どうしてもちまたの雑誌、インターネットなどの情報等を判断して、直接国名を挙げるのは差し障りがあると思うんですが、そういった情報を基に検査するというようなことは実際にやられているのかどうかお伺いしたいんですけれども。

○司会 これも内海さんをお願いします。

○内海主査 検査項目については、当然アンノウンなものについてやみくもに検査するという事は、なかなかできない部分もあります。ですから、海外の情報等を基に必要な部分については検査法を確立した上で、輸入時に対応している状況です。

海外の情報というのもいろいろありまして、例えば、アメリカの方で中国から輸入されたものでこんな違反があったとか、同様のものが日本にも輸出されているという実態があるようであれば、同じようなものを対象に検査するとか、いろいろなソースはあると思うんですけれども、そういった部分について我々は日常的にアンテナを張って情報収集しているところです。

○司会 よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、制度の関係で、もしまた後で実はこういうことを聞きたくなったということがありましたら、最後にその他ということでお伺いしたいと思います。本日実際に検疫

所の検査センターを御見学いただいたわけですが、検疫所の実際の検査とか監視等でどういうふうに行っているんだろうとか疑問に思っていること、それからまた御意見などがございましたら、挙手いただきましておっしゃっていただければと思います。今日の感想ということでも構いません。

○質問者（イリサワ） 消費者で参加しています、イリサワと言います。

今日見学させていただきまして、ありがとうございます。本当はお休みのところを出てきていただいているということを感じたのと、それから、先ほど質問に出ていたポジティブリスト制度ができてから、残留農薬の検査がすごく量的に増えたと思われるんですね。ですから、全体の検査官の人数が三百何人と先ほどのお話のときにおっしゃられていたけれども、とてもそれを一つの例えば横浜でどのくらいいらっしゃるのかわからないんですが、検査の人数としては非常に少ないと思いますが、実態はどうかということをお聞きしたいのと、最初のお話のときに人員増を言っていると言われましたけれども、例えば私たちの方からも是非増やしてほしいという気持ちは、あれを聞いていても思ったので、それはどういうふうにしたら有効に働くのかということをお教えいただきたいなと思います。

○司会 それでは、最初の食品衛生監視員が実際に三百何人で対応はどうかということなので、それぞれの食品の監視と検査の方から一言ずついただきたいと思います。

○新谷監視係長 実際に我々は、窓口でまず輸入される食品が日本の法律に合っているかどうかという書類審査をしたり、現場でサンプリングをしたりする部署なんです。人が欲しいというのが本音です。ただ、国家公務員の人員削減とかそういうものもありますので、現状の中でできるだけむだを省いて、ただ、やらなくてはいけないことはしっかりやるという形で現状ではやるしかないのかなと考えております。

○藤井副統括検査官 検査も同じでして、なるべく検査の方法を決められた時間内で、これだけの人数でこれだけの項目をこなすためには、やはり効率を考えて、年間計画の範囲内では今の検査人数でするしかないと思っています。

○内海主査 前段の御説明の中でもあったかと思うんですけども、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、現場の監視員の数であるとか、検査設備の充実であるとか、そういった部分の検査体制の強化については我々としても取り組んでいるところです。

参考までに申し上げますと、平成 17 年度で 300 名だったところ、平成 18 年度、実際に制度が導入された年ですけれども、314 名に増員して、更に今年度 4 月には 20 名増員して、334 名ということになっています。先ほど新谷係長から御説明がありましたが、今の情勢の中で、一部では食品衛生監視員の数を 3,000 人にしろ、10 倍にしろというような御指摘もありますけれども、なかなか人間をそんなにたくさん増やせるという状況ではないという実態もあります。我々が日ごろ考えているのは、334 名という監視員、それから、今の検査設備といったものの中で、いかに効率的に、必要な部分は重点的に検査をやっているかということをお考え年間計画を立ててやっているとところです。その中で、当然違反が見つ

かって可能性の高いものというのは、検疫所の検査ではなくて、輸入者さんが自ら検査費用を負担する検査命令という仕組みの中に移行して行って、そこはむしろ100%の検査を輸入者さんが自ら行っていくといったような仕組みでやらせてもらっているところです。

○質問者（イリサワ） 今の確認で、輸入者の方が独自になさるときというのは、検査員は輸入業者の方が独自の方を雇ってされるということですか。

○内海主査 検査命令の制度というのは、厚生労働省に登録している検査機関というのが各地にあって、そちらでの検査結果をもって輸入の可否を判断するということになっております。ですから、輸入者さんが独自に検査して、その結果を持ってきて、それを受け入れるというものではないです。

○質問者（イリサワ） 指定機関でということですね。

○内海主査 当然のことですけれども、来た貨物に対してサンプリング、例えばこれだけの量が来た場合に何箱開けて、何箇所から幾つとるというのもすべて決まっております。その決まりに従って検査結果を上げてもらって、それを見た上で輸入の可否を判断するという形になっております。

○質問者（イリサワ） わからないことがあるんですが、港から輸入してきて船にある間はまだ国内に入ってきていないわけですが、一応陸揚げされて倉庫に入ってサンプリングして、今のように業者がやる場合、その倉庫にあるもののサンプリングを指定業者の方に依頼してされるんですか。

○司会 それは新谷さんからお答えいただけますか。

○新谷監視係長 サンプリングについては、まず、輸入されるときに船から港の倉庫に下ろすんですが、その倉庫はいわゆる保税倉庫という倉庫でして、まだ日本に通関する前の貨物を置いておける倉庫、これは財務省の税関の管轄なんですけれども、そういった倉庫がございまして、そこで登録検査機関の検査員がサンプリングをして、検査結果を出して、問題なければ我々の方に、問題があってもなくても成績は来るんですけれども、問題がなければ我々はこの食品はいいですよという形で届出済証を発給します。それがないと、今度は税関の通関が切れないんですね。それで初めて税関の通関が切れて、国内貨物として皆さんのところに流通するという形になっております。

○質問者（イリサワ） カカオのサンプリングをやらせていただいて、これで違反があった場合どうなるんですかとお聞きしたら、焼却処分にするか、船で積み戻しと。一応、焼却処分というときは、国内に入らない段階でどこかに焼却施設があるんですかとお伺いしたら、業者さんが持って行って焼却処分とおっしゃられました。ということは、国内に入ってしまった焼却処分の形になるのだと思うんですが、それって確認とかきちんと最後まで終わったよというような、カカオに限らず、そういうのはどういうふうになされているのかお聞きしたいです。

○司会 これも新谷さんからお願いします。

○新谷監視係長 まず、国内へ通関前の貨物を焼却処分等にする場合は、まず税関の許可

が必要なんですね。税関に対して食品衛生法に違反になったので処分をしますと。ですから、我々の方には税関への許可の写し、あとは処分をした焼却場等のこういった品目を何キロ焼却処分しましたという証明書を、すべて処分の後に報告書という形で提出していただいております。

○質問者（イリサワ） 書類ですか。

○新谷監視係長 書類ですね。

○質問者（イリサワ） 確認とか目視というのはいないんですか。

○新谷監視係長 現状では目視というのは、なかなか対応し切れていないところです。ただ、いわゆるそういった通関に關税を払っていない貨物については、我々だけではなく税関も含めて、そういった違反の貨物については検疫所長の方から税関長あてに、こういった貨物がありますので正式に通関をさせないでくださいという通知も出しておまして、そういった税関と食品の窓口で連携を図るようにもしております。

○司会 よろしいですか。もしまた何か後であればおっしゃってください。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。

○質問者（トヨダ） 日本技術士会のトヨダと言います。食品関係の仕事をちょっとしています。

今日は、検査所を見せていただきまして本当にありがとうございました。検査自体の内部チェックみたいなことは結構ちゃんとやっているようで大変だなと思うんですけども、2つほどお聞きしたいんです。1つは、民間もそうなんですが、検査所で検査する方々というのは毎日毎日同じように検査しているわけですね。そのときに検査する意欲みたいなもの、モチベーションと言うのですか、毎日同じことをやっているのだから目的がどうなのかということがあるということをお聞きします。この場合は法律に則してやっているのだから、意欲は十分あるのだろうと思いますけれども、その辺のところは内部的にどのような対処と申しますか、そういうことをやっておられるのかということが一つ。

もう一つは、やはり輸入の場合は実際に生産している国の状況というのが一番大切なので、検査だけではなかなか抜けが出てくると思うんです。勿論向こうの生産の現状がどうなっているかということは、BSEなどのアメリカの調査などもやっておられるので、同じようなことをやっているのだろうと思いますけれども、ただ、検査体制について、例えば中国のCIQの検査体制は日本の検査体制と比べてどのくらい精度の差があるのかとか、体制はどうかとか、一時、中国の検査員の方は余り実際に検査していないんじゃないかといううわさが出たりしてましたし、その辺の輸入国とのお互いの意思の疎通とか、調査の照らし合いというようなことというのは、どのようにやっておられるのかと思っております。

○司会 前者の職員のモチベーションということにつきまして、恐らく個人的な感想ということになるかと思いますが、新谷さん、藤井さんからそれぞれ、なかなか言いづらいのかなと思います。後ほどの輸出国との調整・協議というところは内海さんからお

答えいただければと思います。

○新谷監視係長 実際、我々は基本は事務所の中で一日じゅう書類審査をやっていると。毎日当番を決めて、倉庫にサンプリングに行くという形のルーチンワークをやっているわけですがモチベーション……。実際、食品衛生監視員として採用される人間については、最初の目的は食べるのが好きだからとか、興味があるからという形で入ってくる人間が非常に多くございまして、ただ、自分が好きなことでも、できるだけ安全なものを国内で流通させるようにという、やはり多少の使命感はないといけないのかなと。ただ、そればかりでやっけていても、実際いつものルーチンワークになってしまうと、やはりモチベーションは下がってきてしまうので、その辺はこういった席で言っているのかわからないんですけども、仕事が終わった後に、今はまたドタバタで忙しくてやっけていないのですが、昔はよくいろいろな外国のレストランとかそういうところに行って、アフター5にいろいろな外国の食材を勉強しながら仕事をしていたということも実はやっておりました。

仕事に追われると、だんだんモチベーションは下がってきてしまいますので、仕事とプライベートと切り替えながらモチベーションを高めていくということしか現状ではできていないのかなという気はします。申し訳ございません。

○藤井副統括検査官 検査の立場から言いますと、自分の出した結果がどれだけ影響力があるかという事を認識して、常日ごろ責任を持って検査をしているわけですけど、そのうえで国内外で起こっている問題をなるべく多く検査員に伝えて、意識を下げないようにしています。そのような形でモチベーションを上げるように努力はしています。

○司会 ありがとうございます。

では、輸出国との関係で内海さんからよろしいですか。

○内海主査 中国のC I Qの方でどの程度、どのくらいのレベルの検査がなされているのかということですけども、説明会でお配りした資料の22ページに、中国においてどういった形で輸出品に対する取り組みが行われているのかというのを簡単に紹介してございます。ここに書いてある内容だけを見れば、結構しっかりやっているじゃないかというようなところもありますが、実際にどの程度こういった仕組みが機能しているかというのは、我々も輸入時の検査を行っていくことで検証していく必要があると思っています。

ただ、中国の問題、この夏非常にメディアなどでもいろいろと取り上げられて、国民の方の不安というものも非常に高いものがあるとは認識していますが、我々必ずしも中国から入ってくるものというのが、全部が全部法律に合わないものであるという認識はしておりませんし、実際にデータの上で見ても、特にほかの国に比べて違反の率が高いということでもありません。ただ、御存じのとおり中国から入ってくる食品というのは非常に量も多くて、バラエティーにも富んでおります。違反の数だけで見れば、昨年度の全体の違反1,500件のうち500件は中国産の食品であるということもまた事実です。ですから、我々は引き続き輸入時の検査で検証していくとともに、個別の問題事案については現地に行って調査を行ったりして、向こうでどういった対日輸出向けの管理がされているのか、ちゃん

と機能しているのか、そういったシステムをちゃんと経たものが日本に輸出されているのかといったことは、引き続き確認をしていこうと思っております。双方の全体のシステムについて、何かすり合わせとか協議があるということではなくて、個々の問題に応じて対応しているというのが現状です。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○質問者 今日初めて見学したんですけれども、消費者の立場です。ありがとうございます。

ちょっと気になったんですが、検疫所というのは食べ物だけをやっているのかと思いましたが、食器ですとか木製のおもちゃなども違反を見つけたというのが展示してあったり、いただいた資料を見ても、おもちゃという項目があったりするんですけれども、そういうものの検査もこちらでされているということなんでしょうか。その辺がわからないので教えてくださいませんか。

○司会 では、内海さん、お願いします。

○内海主査 食品衛生法の中で、一つは食品に使う器具あるいは容器包装というものも規制の対象になっています。それから、今御質問のあったおもちゃについては、特に乳幼児が使用のおもちゃについては、口に含む可能性があるということで、食品の規定を準用して規制を掛けているところです。ですから、資料の3ページにおもちゃということでもありますけれども、いわゆる一般的な玩具すべてが対象になっているわけではなくて、主に乳幼児用のおもちゃということです。

○司会 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○質問者 日本の国の方針にかかわる話なのかもしれないですけれども、食品添加物で日本だけ認められていなくて、海外で大半が認められているといったものも幾つかあって、それが違反の事例として上がるパターンは結構あるかと思うんですけれども、今の行政だと日本国内から認めてほしいという申請があって、それを審査して許可するという形かと思うんですが、そういう考えではなくて、ある程度グローバル的に認められているものは積極的に国としても認めていこうといった方針というのは今のところはないと考えた方がよろしいのでしょうか。

○司会 済みません、司会なんですけれども、答えさせていただきます。

食品添加物は、確かに以前は使いたい人に申請してもらって、それで指定添加物になるというような手続をとっていたんですが、それだと、もう国際的には広く使われているんですけども、日本に入ってきたら違反になってしまうというような問題もございまして、国際的に広く使われていることと、安全性のデータが十分にあるといったものについては、むしろ国の方から積極的にデータ収集をして、現在、食品安全委員会という機関ができましたけれども、そちらできちんと評価を踏まえて、問題ないということであれば指定添加

物ということで指定されるということで、現在国としてはそういう方針で取り組んでおります。

ほかにございますか。現場とか区切ろうと最初は考えていたんですけども、だんだんいろいろな話になってきましたので、特にテーマに限らず輸入食品の監視についてということで何でも結構でございますので、何かございましたら。

○質問者 消費者の立場で質問させていただきます。

2点ありまして、1点目がモニタリング検査から命令検査に至るまで実際にどういう手順を踏むのかということと、モニタリングから命令検査に至るまでどのくらいの時間が、例えば違反が出て、モニタリングが30%に上がって、そこから再度違反が出て命令検査になると思うんですけども、2回目の違反から命令検査になるまでの時間というのはどれくらいで発令されるのかというのを教えていただきたい。

2点目が、資料の22ページに書いてある中国の政府の対応で、許可マークについてというのがありますが、これは9月から施行されていると思うんですが、実際にこのマークが表示されてきているものはどれくらいあるのかということをお教えください。

○司会 では、内海さんと、もし現場でCIQマークについてありましたら、新谷さんからお願いします。

○内海主査 まず、モニタリングなどで複数違反が出て検査命令に移行する手順ですけども、現場の方で検査結果が上がってきまして、各担当の係の方でその内容を加味して違反であることをまず認定します。検査命令の適用の必要ありと判断すれば、直ちに手続を進めまして、通常であれば違反を確定してから2～3日のうちには命令を適用できるような形でやっています。その期間に実際に登録検査機関などで検査を実施するに当たって、その体制がどの程度整っているのかといった確認をしたりとか、実際に検査命令を適用する貨物というのが、どこの港でどのくらい入ってきているものなのかとか、そういった実態の確認もありますので、ただ、通常であればそのくらいの期間のうちに命令を発動することにしております。

2点目のCIQマークの件ですが、一応中国のシステム上は輸出許可を与えた貨物については、すべてマークが貼付されているということになっております。ただ、我々はこのマークが張ってあるかないかというのを確認することを輸入の条件にはしておりません。システムとしては輸出許可というのは従前から中国においてあったわけで、これはちゃんと許可を与えたものだよという意味合いで外見から見えてわかるようにマークを貼付しているということだと認識しておりますので、そこは従前どおり必要なものは検査の対象にし、必要に応じてマークが張ってあるのかないのかというのを確認するようにしております。私の方で把握している限り、向こうで輸出許可を与えたものであっても、日本の輸入時検査で違反として上がってくるものは依然としてあります。そういったものについてはマークが実際にちゃんと張ってあったのかどうなのかというのを確認するようにしていますが、今のところ違反として報告が上がってきたものでマークが張っていなかったというものは

ないと聞いております。

○司会 マークは張ってあったんですね。張ってあったけど、違反となったものはなかったということですか。

○内海主査 いやいや、基本的に日本に来る貨物はすべてマークが張ってあるという前提がありますよね。では、違反で上がってきたものについてマークがなくて無許可で輸出されたものであったのかというと、そうではなくて、マークはマークで張ってあったと。ですから、違反で上がってきたものでマークの有無を確認したところ、張っていないものはなかった、張ってあったということですよ。

○新谷監視係長 我々も今、毎日現場にサンプリングに行っているんですが、9月以降現場でサンプリングするときは、勿論それ以前から表示とか記号といったものは確認するようにしているんですが、C I Qは結構きらきらしたマークなんですけど、ほとんどのカートンに張ってございます。

○司会 ほかにございますか。

○質問者 今出ましたC I Qのカートンのラベルなんですけれども、これは現地ではどういうふうに管理して張るようにしているんでしょうか。例えば、まがい物が横行していて誰でも自由に張れるとか。

○司会 もし、内海さんがわかりましたらお願いします。

○内海主査 一応今、新谷さんがきらきらしたと言っておりましたけれども、ホログラムがあつて、偽造防止の加工は施されているとのことですよ。これは現場の中国の方C I Qの担当官の立ち会いのもと、貨物のコンテナなどに張られるということになっているそうなので、容易にまがい物が出回るといような状況にはないと聞いてはいます。

○司会 ほかにございますか。

○質問者（トヨタ） 先ほどのトヨタでございます。

最近、食品の問題については国内の問題も結構出てきて、輸入品がよくないんだということが少し薄れてきたかなと思うんですけども、数か月前のことを考えて、やはり輸入品はすべて怪しいんだと、特に中国だとかベトナムのものは危険だから食べない方がいいという極端なうわさとか、そういうものが非常に広がっていたわけですけども、先ほどからの話を聞いてみますと、中国からの輸入量が多いので違反率としてはそんなに高くないというお話を聞いて、それでやや安心しているんですが、中国の食品が全部危険なんだという印象を消費者に与えるところは、これはマスコミの問題だと言えそうなんですけれども、そういうことに対しては先ほどおっしゃったような同じような違反率で、決して中国だとかベトナムが特に悪いわけではないんだよというお話というのは、役所からできないものだろうかという気がするんですけども。正確なニュースの伝わり方とか、そういうことについてはどうなんでしょう。

○司会 リスコミの関係なので私からお答えさせていただきます。

私どもこういった意見交換会とかホームページなどを通じた情報提供ということで、正

確な情報提供に努めてまいりまして、先ほどの中国の問題も含めて現状はこうなんですというような監視のホームページがあると御紹介しましたけれども、その中ですべて公表で出しているんですが、やはり一部のメディアの扇動といったことで中国と書けば売れるというところがあると思うんですが、やや騒ぎが大きくなってしまったというところがございます。ですから、私どもも皆さんに理解していただけるように努力はしてまいりますけれども、あとはメディアにどうやって正確な情報を流していただけるかというところも私ども非常に苦慮しているところでして、やはり報道の自由ということが確保されていますので、余り国からどこまで強制的にお話ができるのかということはありませんが、きちんと正確な情報はお伝えして、中には御理解いただけるというようなことをきちんと書いていただける記者もいますし、特に今回の中国問題は週刊誌のような、割と専門性を持たないような方が面白おかしく書いてしまって、非常に問題というか、世間の注目が大きくなってしまったということもありまして、私どもも皆さんにできるだけきちんと正しい情報をどういうふうに伝えていくかということのをこれからいろいろ考えながら、さまざまな取り組みをしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○質問者 13 ページの国別の主な違反内容の国・地域で届出件数と届出重量というのがありますよね。これは中国は本当に多いんですが、届出重量から言うとアメリカの方がはるかにけたが違って思いですよ。ということは、1回に来る総量がすごく大きいタンカーでどんと来るものが多いということでしょうか。

○司会 そこは内海さんか、新谷さんのどちらかにお答えいただけますか。

○内海主査 国によって当然のことながら日本に輸出されてくるものの傾向というのは全然異なります。例えば、3ページをごらんいただきますと、農産食品、半分以上が米国になっています。畜産食品に関してはオーストラリアと米国が半分を占めていて、水産食品はやや細分化されているんですけれども、これが下段の加工品になると中国が非常に大きなシェアを占めているという状況です。つまり、いわゆる今おっしゃったようなタンカーなどで入ってくる穀物のたぐい、トウモロコシであるとか大豆といったものは日本は9割以上輸入に頼っている状況ですが、1回の貨物で非常に大量に入ってくるものが特に農産食品に関しては多い実態があります。

ただ、一転してこういったものを加工して輸入されるものというのは、中国でつくられるものが多いといったような状況はございます。

○質問者 さっき中国の件が週刊誌などで出てきて、割とみんなが飛びついて話題になるのは、中国の方が加工食品にしても消費者にとって身近なものが多いと思うんですね。アメリカのトウモロコシだとか大豆だとか、それを原料にするような大量に輸入してくるのは、私たちにとってはすぐ身近な問題ではないので、そういう傾向があるのだろうとは思っています。

これは畜産の平成18年度なので、多分BSE問題で米国がまだ少ない部分ですよ。も

っと前だと、牛の7割ぐらいのトン数をアメリカが占めていたと思うんですが、ということは、BSE問題がまた変わってくると、なおさらアメリカの割合が多くなるという可能性もあるということですかね。そこの傾向はどうだったんでしょうか。畜産の平成18年度以前との変化。

○司会 内海さん、お願いします。

○内海主査 済みません、詳細なデータが手元にないので明確な部分はお答えしかねるんですが、おっしゃるとおりBSEの問題で米国の牛肉が止まる以前は、やはり米国の牛肉というのは大きなシェアを占めていたのは事実だと思います。今後どうなるかというのは、今、日米の輸出プログラムの中でやっているわけで、一方では消費動向がありますから、安全なものは安全なものであっても、やはりオーストラリア産がいいわと言う方もいらっしゃるだろうし、ニーズがどう変わっていくかという部分もあるので、一概にこの分布がどういう形に変わっていくかというのは言えない部分があるかとは思いますが。

○質問者(タニグチ) 消費者のタニグチと申します。

最初に御説明になったところで違反率の御説明がありました。その推移はどういうふうになっているんでしょうか。また、それに対して何か改善対策と申しますか、具体的にありましたらお聞かせいただければと思います。

○司会 では、これも内海さんをお願いします。

○内海主査 違反率の推移ということですが、毎年とっております統計資料によりますと、ここ20年ぐらいはずっと0.1%という割合になっております。それ以前の昭和40年ごろは0.7%とか0.3%という数字もあったんですけれども、今はそのぐらいの数字で推移しているところです。

確かにゼロではありませんので、我々も違反品というのが日本に輸入されないような取り組みというのは行っています。ただ、この0.1%の違反というのは、国内に輸入されてしまっただけで日ごろ食べている輸入品の0.1%が違反であるということではなくて、輸入時検査で違反が見つかり、輸入を認めませんといった措置をとったものの中の違反の数が全体の0.1%という状況だということは御理解いただければと思います。

○司会 よろしいですか。もし何かありましたら。

○質問者(タニグチ) 質問とちょっとずれている答えかなと思ったんですけれども。これを更に改善させる、結局先ほどからいろいろな問題が出ていますけれども、安心・安全を高めるということから、これらを効率的にするとか。

○司会 違反の数が下がらないかということですね。

○内海主査 食品の輸入の取り締まりというのは、冒頭でも御説明があったかと思いますが、3段階でやっております。一つは、輸出国における取り組みとして日本の法律に合ったものがちゃんと輸出されるようにということで、それは個別に二国間協議などを通じて改善を求めているところです。輸入時の取り締まりで更にそういったものを検証していくと。最終的には、国内に入ったものの検証というのは自治体で行っているところなんです。

けれども、やはり何よりも重要なことというのは、一義的には輸入食品の安全性の責任というのは、それを輸入される事業者の方にあるわけですから、その事業者さんが大きな商社さんから個人事業でやられているような方もピンからキリまであります。そういった個々の輸入者さんがきちんと安全確保について意識を持って対応いただけるように、我々も日ごろから輸入者に対する指導というのは行っております。特に、今回の中国の問題を機に改めてではあるんですけども、輸入する前に、そもそも輸出国において適法に、適正に製造とか加工されているものなのかどうなのか。勿論のことながら、日本に輸出するのであれば日本の法律に合った原材料を使っている、あるいは日本の法律に定められた製造工程を経ていること、こういったものを事前に十分確認するよという事で、全国で説明会も行いまして、指導を継続的に行っているところです。ですから、そういった取り組みでもって、未然に防ぎ得ている部分の違反ではあっても、その数自体も今後減らしていけるような努力というのはしていきたいと考えております。

○司会 ほかにございますか。

○質問者 資料の7ページの下のスライドで、輸入時の検査体制の概要で、平成18年は検査総数が約1割されていると思うんですけども、この検査総数1割のうち、農薬検査は何割ぐらいやられているのかというのと、内海さんがおっしゃっていたように、広く違反をとらえるということで、いろいろな検体をやられているとおっしゃっていたんですけども、輸入食品については、農薬に限って言うと農産物そのものもありますし、加工がボイルとか乾燥とか、一時加工的なものもありますし、複雑に加工されたものとかいろいろあると思うんですけども、今日、検疫所を見て写真とかいろいろ飾ってあって、農産品の検査品が多いのかなという印象があったんですけども、実際のところ対象となる食品は平均的に平等に検査をするようにされているのかどうかというのをちょっと聞きたいんですが。

○司会 内海さん、よろしいですか。

○内海主査 平成18年度のデータで残留農薬の検査件数が実際に幾らだったかというのが手元にはないんですが、計画の上でどのくらいの数を予定しているかということで御紹介を申し上げますと、平成19年度の計画として2万6,000件になります。これはモニタリング検査の計画数ということなので、先ほどごらんいただいた届出185万件に対して20万件の検査の中に含まれる検査命令とか自主検査というのは除いた部分なんですけど、確かにおっしゃるとおり、残留農薬の検査に出ている比率というのは大きいです。例えば、参考までに添加物の計画の数でいくと、こちらが約1万3,000件、動物用医薬品はポジティブリストの関係で言えば残留農薬等の並びにはなるんですけども、こちらが約1万2,000件の数を計画しております。その件数の割り振りについては、満遍なくの意味にもいろいろあるんですが、過去の輸入の届出の量とか違反の率といったものを勘案して数を割り当てております。その結果として、こういう比率になっているという状況です。ですから、ポジティブリストが導入されて、非常に残留農薬関係の違反が増えたという背景を反映し

て、検査数というのは確かに増えている状況にはございます。

○司会 ちょっとデータが不十分な点がございましたが、よろしいですか。

○質問者 動物薬と農薬との振り分けというより、例えば、農産物の一時加工品とか複雑に絡んだいろいろな食品があると思うんですけども、複雑になっている食品というのはいろいろなものが加えられて、いろいろな工程を経ている商品ですから、農薬検査をするのも、動物医薬の検査をするのも、何の検査をするにも検査しづらいと思うんですけども、そういう食品も一時加工品と同じように平等にチョイスするんですか。この検体はちょっと検査しづらいとか、においが強いのは検査しづらいとかいろいろ検査側の事情というのもあると思いますが、そういうものは加味されるんですか。

○内海主査 実際に客観的に分析で違反するものかどうかというのを検証しようと思った場合に、技術的な問題でできるもの、できないものというのは確かにございます。特に、残留農薬の関係で言えば、基準にあっているかどうかというのを確認する上で、Aという農薬が出ましたと、では、これはどの農作物の基準に違反しているのかというのを判断する場合に、加工食品のように複数のファクターが入ってくると、何の基準に違反しているのかというのは、なかなか判断し得ない部分があります。そういったものを検疫所の客観的な分析で違法か適法かと判断するのは事実上難しい部分がございますので、そこは逆に輸入者に対して先ほど申し上げた指導ではありませんが、ちゃんと法律の基準に適合したことを確認した原材料を使うようにと。必要に応じて原材料のデータの提示を、輸入の届出のときに求めたりとか、そういったことで複雑な加工食品等については対応しているところ です。

○司会 ほかにお二方、先ほど手が挙がっていましたので。後ろの男性から。

○質問者 検疫所が水際までの検査というのを今初めて知りまして、そうしますと、通関が済んで陸揚げされた後の検査というのは都道府県ということになるかと思えます。そうしますと、言葉は悪いんですが、すり抜けて国内に入ってしまったものの検査というのは都道府県がおやりになって、当然そこにも違反事例が出てくるのだらうと思えます。そのときにも検査命令と言うのかわかりませんが、何らかの措置をされるのかどうかということ、それから、その措置をされたときに、先ほどのマスコミの取扱い方にもよるんですが、たしか農水省さんは県が出した命令に対して全部ホームページに出てくるんですね。厚生省さんはたしか1種類しかないのか、2種類あるのか知りませんが、県のベースは出てこないというのがあります。その辺のところをお伺いしたいのが2つ目です。

3つ目は、先ほどの中国のCIQマークの違反として上がってきたものの中に、CIQマークが張っていなかったものはなかったというお話でしたが、私の理解のとおりなんでしょうか、それとも反対なんでしょうか、その点をお尋ねします。

○司会 3点いずれも内海さんの方から。

○内海主査 国内に一たび輸入されたものについては、各都道府県でこちらも同じく年間

計画に基づいて収去検査などを実施しております。その中で、違反が見つかった場合は、輸入品であった場合、国産品であった場合もそうですけれども、厚生労働省の方に報告をいただけるようなシステムになっております。その情報を基に、検疫所の輸入時の検査で違反が見つかった場合と同様に、モニタリング検査を強化したり、場合によっては検査命令を適用したり、そういったかたちで対応しています。

それから、いわゆる自治体の方で違反を見つけて、例えば、事業者に対して回収を命じていたり、あるいは事業者が自ら何らかのリコールの情報を出している場合というのは、自治体によっては条例などに基づいて報告するような仕組みになっているんですが、実はつい最近、具体的な日付は記憶していないんですけども、厚生労働省のホームページでも自治体からそういう情報を吸い上げて、自治体が公表している内容についてリンクを張るようなページを設けたところなので、お時間があるときにご覧いただければと思っています。

最後、C I Qマークですけども、私の言い回しが誤解を生むような形になったのは恐縮なんですが、端的に言うと、違反が見つかったもの、要するに輸入時検査で違反を認定したものについて、実際に貨物にマークが張ってあったのか、なかったのかというと、張ってあったということです。

○質問者 うがった考え方をすれば、マークが張ってあっても当てにならないという解釈もできるわけですね。

○内海主査 マークの貼付を今回新たに中国でシステムとして導入した背景には、実は不正輸出が横行していたという背景があるやに聞いております。特に、米国向けに輸出されていたものに関して、従前からあった輸出許可の仕組みをすり抜けて、要するに許可を得ないで輸出されていたものがあって、それが米国の輸入時の検査で違反として見つかったものが多数あったと。ですから、不正輸出を防ぐという意味合いでのマーク貼付というのは一つは意味があるのだろうと考えられます。ただし、C I Qの輸出許可の際の検査というものも、輸出貨物全ロットに対して行っているわけではありませんので、ですから、ロットの違いによって日本の検査で違反が出るケースというのはあるのだろうなと思っています。

○司会 では、真ん中の女性の方。

○質問者 食品会社で消費者の方からの問い合わせなどに答えることがあるんですけども、やはり先ほどから話題になっています中国の件で、やはり報道の方が独り歩きしてしまっていて、中国産イコール危ないということで、実際生の声ですと、中国は何をやっているかわからないから怖いと消費者の方たちはおっしゃるんですね。実際に中国でC I Q以外で、例えば保健所のような、もう少し地域に密接したような組織とか、農協のような管理するような団体といったものがあるようでしたら、そういう情報を御存じでしたら教えていただきたいなと思います。

○内海主査 組織的に日本の保健所に当たるものがあるかどうかは私も把握してはいない

んですが、ただ、輸出品に限らず、国内向けにものを製造している製造所にC I Qの方で立入りを行ったりしているという情報は聞いたことがございます。その立入検査の中で、そもそも製造の許可などを経していないような工場に対しては摘発を行ったケースがあるとか、そういった情報はございます。

○司会 よろしいでしょうか。

お時間を少し超過してまいりましたが、これは聞いておかないとというような御質問がございましたら。よろしいですか。

では、これをもちまして、意見交換を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして、また足元の悪い天候でございますが、参加をいただきまして、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

出口におきましてアンケートの回収を行っておりますので、意見交換のものと検疫所の御見学のものと2つございますが、大変お手数をお掛けいたしますけれども、御提出をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、皆様のお近くでこうした意見交換会を開催することがございましたら、是非とも御参加をお願いできればと思います。

それでは、本日、雨・風大分強くなってまいりましたが、どうぞ皆さんお気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。(拍手)